



令和 5 年 8 月 30 日
午前・午後 5 時 8 分 受領

No. 1

令和 5 年 8 月 30 日

議長	事務局長	係
		

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員

池田栄次

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>1. 空き家の発生抑制対策としての「住まいの終活ノート」の活用について。</p> <p>平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査によると、全国の総住宅数は6,240万戸となっている一方、総世帯数は5,400万世帯となっており、住宅ストックが量的には充足しています。このうち空き家の数は2018年時点で849万戸であり、全国の総住宅数に占める割合は13.6%となっています。また、居住目的のない空き家の数は349万戸に上っており、過去20年間で約1.9倍に増加しています。2030年には470万戸に増加するとの見込みもあります。本町でも、愛南町空き家等事態調査によると戸建て住宅の空き家が1,064件と報告されており、空き家の除去等対策が行われているものの、高齢化や人口減少によって空き家が増加することが予想されます。そのことを踏まえて、空き家の発生そのものを防止する対策の充実と強化が必要との観点から発生抑制に向けての住まいの終活の取組みが重要であると考えます。</p> <p>空き家の発生抑制対策として、住まいの相続や売却や相談機関等など終活の準備についてまとめた「住まいの終活ノート」を作成配布したり、ノートを活用した住民対象の出前講座を実施している先進自治体があります。住まいに重点をおいた終活ノート活用の取組みは、空き家の抑制につながると考えます。見解をうかがいます。</p>	町長

2. 水害における被災家屋認定調査の官民連携(損保会社)による迅速な認定について。

町長

異常気象により各地で想定を超える大規模災害が頻発しています。災害救助法の適用災害も毎年多数発生しています。災害救助法に基づく公費による応急修理や、被災者再建支援法に基づく支援金の受給には、市町村が被災家屋の状況を調査して「全壊」「半壊」等を認定する罹災証明書が必要になります。しかし、大規模災害では、しばしば自治体の調査負担の増大で発行に時間がかかる問題が指摘されてきました。罹災証明書の発行まで約1ヶ月要する状況が生じた事例もあります。被災者の早期の生活再建のために迅速な被災家屋認定調査の実施と認定の為の取組みについて伺います。

(1)ハザードマップの「警戒区域」で大規模な水災害が発生したと想定した場合、罹災証明書の交付のために行う被災認定調査の実施体制の現状と、被災認定調査及び罹災証明書の発行にかかる期間をどのように想定しているか伺います。

(2)水害における被災家屋認定調査の迅速化のために、損保会社の自治体向けサービスとしての、水害時の保険金支払いのために調査した被災家屋の写真や被害状況を、契約者の同意のうえ、罹災証明書の発行の資料として無償提供する協定を148市町村(2023年8月23日現在)が結びサービスを導入しています。官民連携のこのような取組みを本町として、どう評価しますか。また、取組みを検討すべきと考えますが、見解を伺います。